

保育所移管先募集の主な条件について（事務局の考え方）

移管先となる事業者を選定するにあたり、応募するための資格や移管後の運営等について、事務局としては下記に示すような条件が必要と考えています。（ただし、募集要領については選定委員会が決定するものとなります。）

1. 応募資格

- 1) 北摂地域において、認可保育所の運営実績がある。
- 2) 新たな保育所を運営するために必要な経営基盤および社会的信用を有している。
- 3) 理事長が、児童福祉事業に熱意と識見を有している。
- 4) その他、移管条件を遵守する能力を有する。

2. 移管方法

- 1) 保育所用地は 20 年間貸与する（一定期間については無償とする）。
- 2) 保育所の建物及び備品については無償譲渡する。
- 3) 事業者は移管日までに自らの責任において、事業認可その他の必要な手続きを行う。

3. 選考方法

- 1) 移管先は（仮称）吹田市民営化保育所移管先選定委員会において選定する。
- 2) 選定基準や選考方法に関する事項については、選定委員会が定める。
- 3) 市は、選定委員会による選考結果に基づき、移管先を決定する。

4. 運営に関する基本的内容

- 1) 開所日、開所時間、定員については基本的に民営化前と同じとする。
- 2) 0歳児(原則として生後8週目以降)から5歳児までを受け入れる。
- 3) 保護者代表・市・事業者からなる三者懇談会を設置する。
- 4) 吹田市発達支援保育実施要綱に基づいた発達支援保育を実施する。
- 5) 園庭開放や育児相談等の地域子育て支援事業を実施する。

5. 業務の引継ぎに関すること

- 1) 現在の保育内容等を原則として継承する。
【保育内容（保育課程・指導計画・食育計画）、給食・衛生・健康・危機管理など】
- 2) 合同保育（移管1年前から、段階的に保育士等を派遣する）を実施する。
- 3) 引継ぎ保育（移管1年後まで、元園長等がサポートする）を実施する。

6. 職員に関すること

- 1) 園長予定者は保育所等で幹部職経験がある者とする。
- 2) 主任保育士予定者は、保育所等での勤務経験が複数年ある者とする。
- 3) 保育士の経験年数及び年齢構成に配慮する。
- 4) 配置については実務経験を考慮し、未経験の保育士を初年度から一人担任にしない。
- 5) 専任の看護師を常勤で配置する。
- 6) 当該園に雇用されている臨時雇用員を積極的に雇用することを検討する。

7. 移管後の運営に関すること

- 1) 廃園、譲渡については、市が認める場合以外は禁止とする。
- 2) 施設を本来の目的以外で使用することを禁止とする。
- 3) 行政庁の指摘には、迅速な改善措置を取る。
- 4) 保育内容の維持向上のため、福祉サービス第三者評価事業を受審し、結果を公表する。
- 5) 園の運営内容を積極的に公表する。
- 6) 苦情解決の仕組みを整備する。

8. 給食、健康管理等に関すること

- 1) 給食は、主食・副食とも自園調理で提供する。
- 2) 保護者へ献立表を事前に通知する。
- 3) 食物アレルギーへの対応を行う。
- 4) 健康診断、手洗い・歯みがき指導などを定期的実施する。
【嘱託医との連携のもと、内科検診、歯科検診・耳鼻科検診・眼科検診の実施】

9. 諸費用等に関すること

- 1) 保育主食費等の金額改定や、民営化前に徴収していた費用以外の負担等を保護者に求める場合は、三者懇談会で協議する。
- 2) 保育用品等、現在個人使用しているものの継続使用を認める。